

令和4年度
糸島市水質検査計画



糸島市では、市民の皆様には水道水をより安心してお使いいただけるよう様々な水質検査を行っています。このたび水質検査項目及び検査頻度等の見直しを行い、水道水の安全性の確認、施設管理、水源の水質状況の把握などを目的とした令和4年度の水質検査計画を以下のとおり作成しました。

糸島市水道課

検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 原水及び浄水の水質状況
- 4 採水地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査計画及び検査結果の公表
- 8 水質検査の精度と信頼性確保について
- 9 関係機関との連携

1 基本方針

水道水が水質基準に適合し、清浄な水道水を供給するために、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 検査地点

水道法で検査が義務づけられている給水栓および自己水源（地下水）とします。

(2) 検査項目

検査項目は、水道法で義務付けられた水質基準項目と、水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目、及び独自の項目とします。

(3) 検査頻度

水道法に基づく色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査については、給水栓等で毎日行います。また、水道法に基づく水質基準項目は、過去3年間の検査結果の最大値が基準値の1/5以下の場合には年1回の検査に省略します。

独自に行う水質管理目標設定項目（給水栓、地下水）は、水道水質管理上留意すべきものとして年1回行います。

独自に行うおいしい水の指標アルカリ度等（給水栓）、水源井戸から5km以内に河川、畜産農家施設の排泄処理の状況を踏まえ、クリプト指標菌（地下水）、クリプトスポリジウム（地下水）についても検査を行います。

(4) 水質検査方法

水道法に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、国が定めた水道水の検査（「水質基準に関する省令規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）により行います。

なお、水質検査は、福岡地区水道企業団水質センターに委託します。

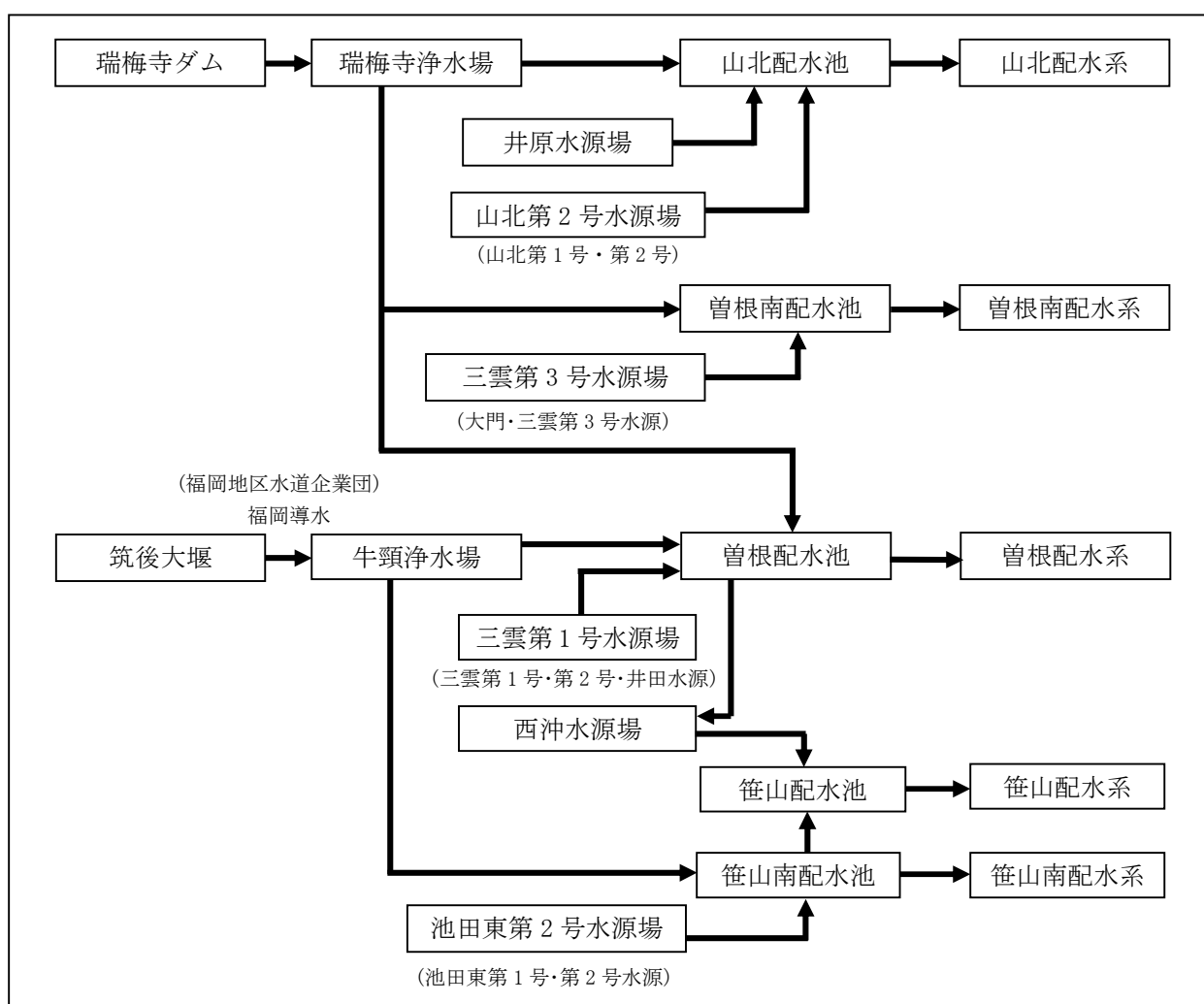
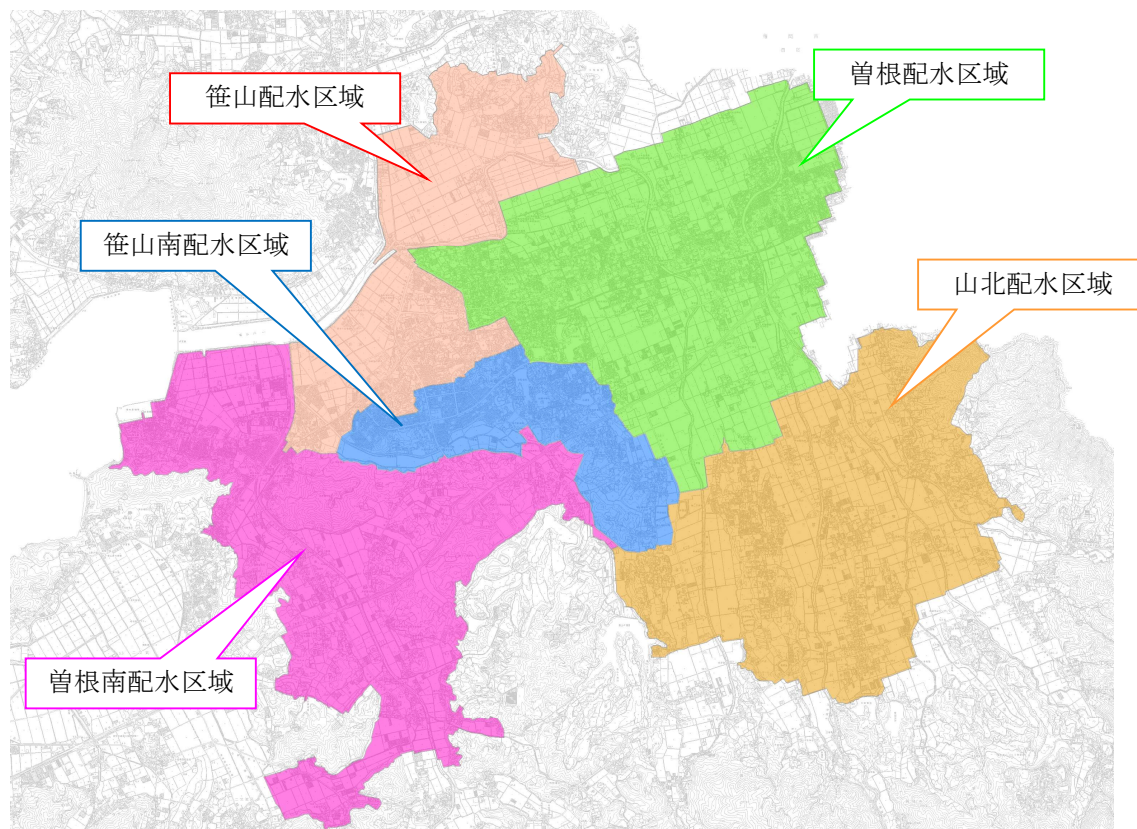
2 水道事業の概要

(1) 前原地区

前原地区の水源の名称及び配水区域は、表-1のとおりです。

表-1

配水区域	水源	主な浄水処理
曾根配水区域	福岡地区水道企業団受水 瑞梅寺ダム、自己水源	急速ろ過 エアレーション、塩素処理
笹山配水区域	福岡地区水道企業団受水 自己水源	急速ろ過 塩素処理
曾根南配水区域	瑞梅寺ダム 自己水源	急速ろ過 エアレーション、塩素処理
山北配水区域	瑞梅寺ダム 自己水源	急速ろ過 エアレーション、塩素処理
笹山南配水区域	福岡地区水道企業団受水 自己水源	急速ろ過 エアレーション、塩素処理

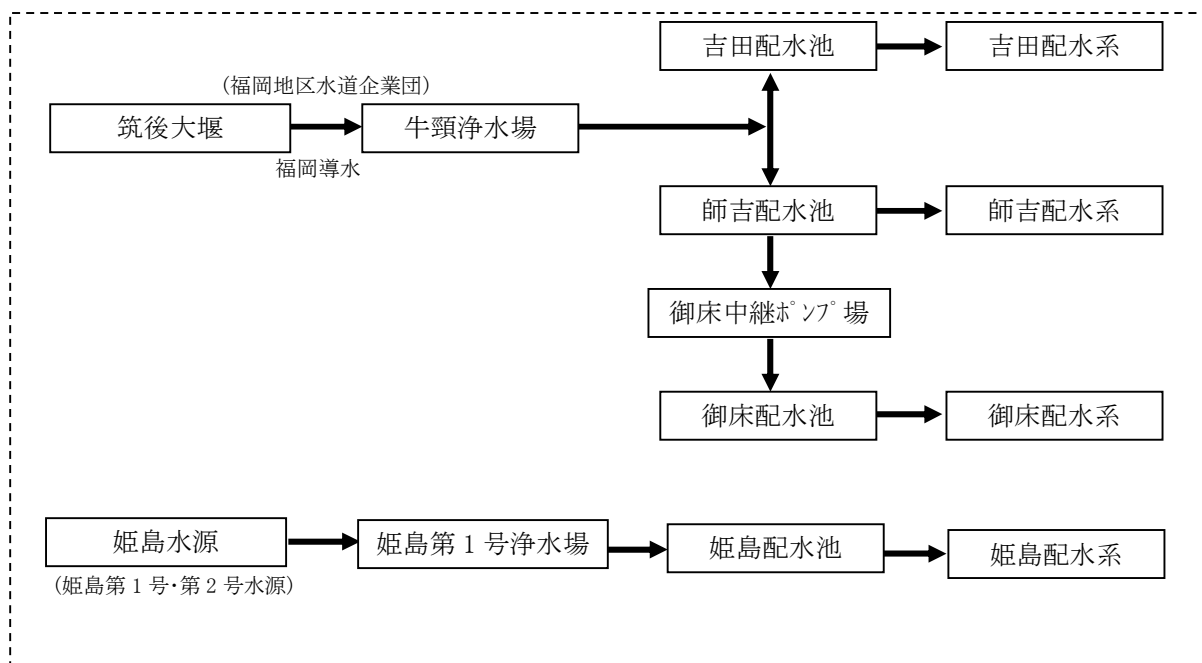
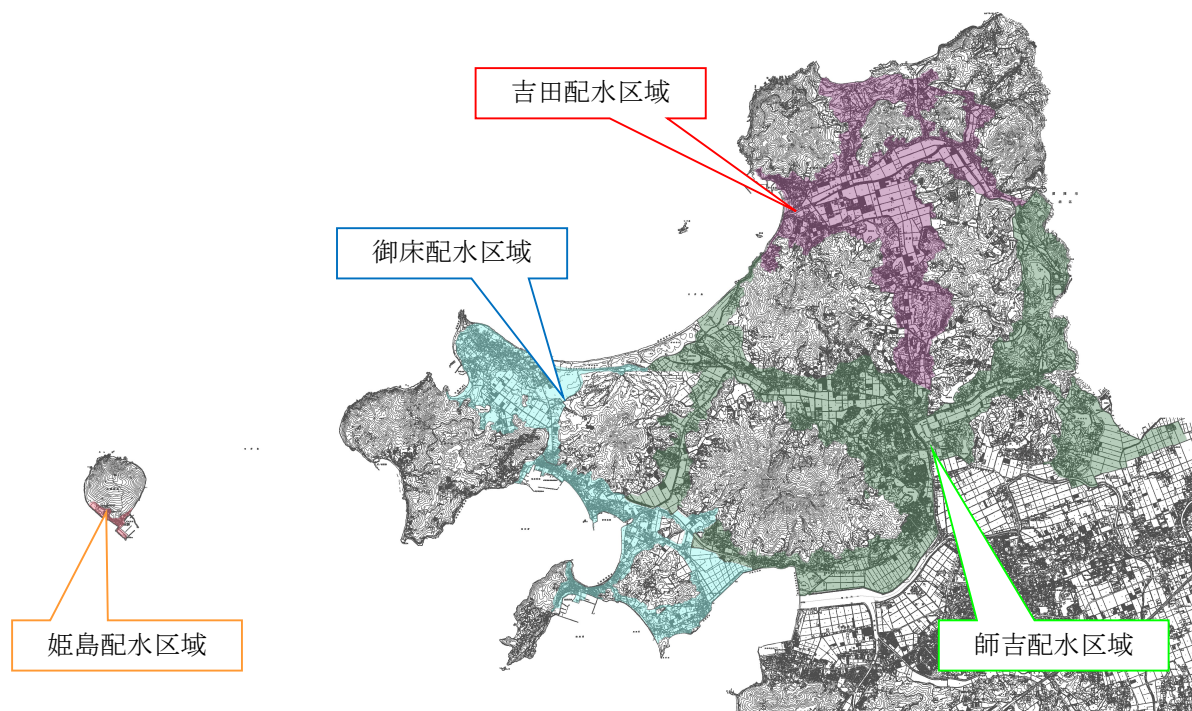


(2) 志摩地区

志摩地区の水源の名称及び配水区域は、表-2のとおりです。

表-2

配水区域	水源	主な浄水処理
吉田配水区域	福岡地区水道企業団受水	急速ろ過
師吉配水区域	福岡地区水道企業団受水	急速ろ過
御床配水区域	福岡地区水道企業団受水	急速ろ過
姫島配水区域	自己水源	除マンガン・紫外線・塩素処理

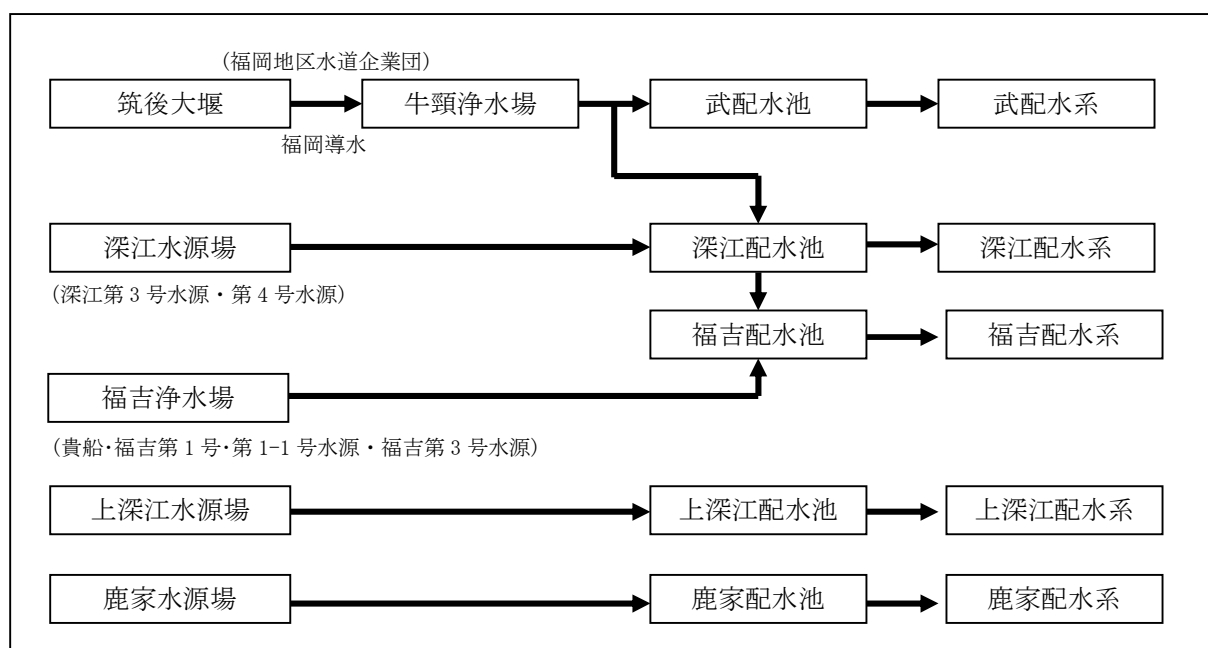
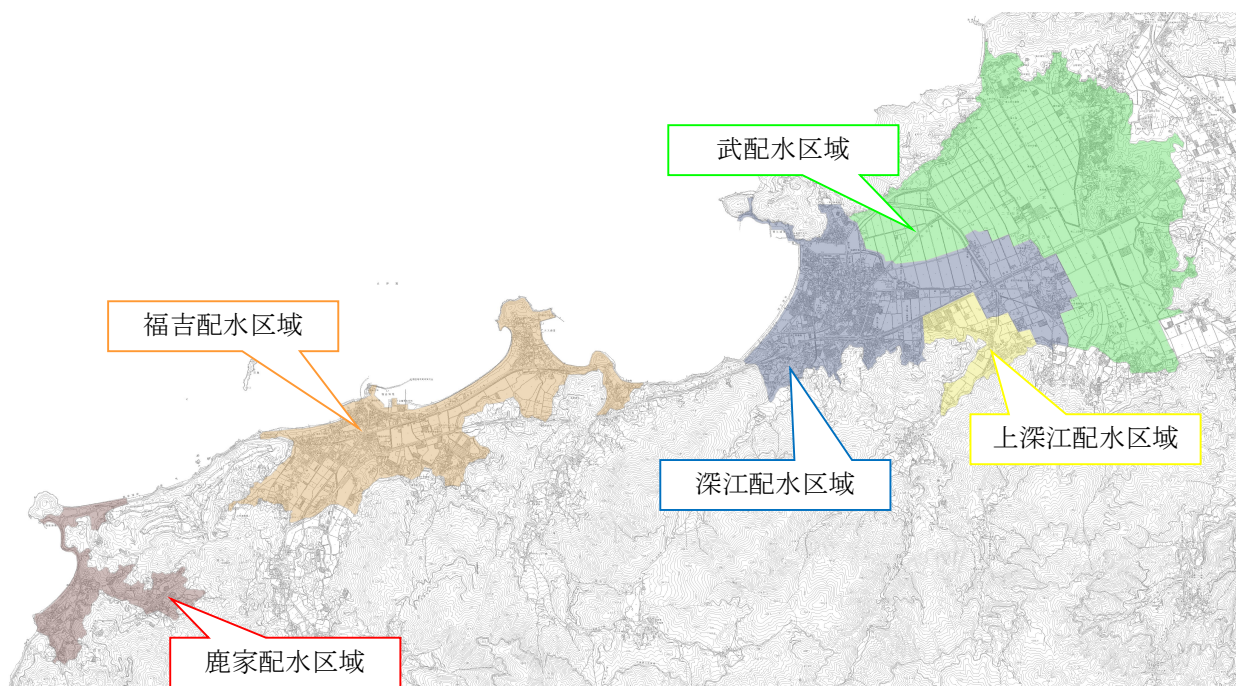


(3) 二丈地区

二丈地区の水源の名称及び配水区域は、表-3のとおりです

表-3

配水区域	水源	主な浄水処理
武配水区域	福岡地区水道企業団受水	急速ろ過
深江配水区域	福岡地区水道企業団受水 自己水源	急速ろ過 塩素処理
上深江配水区域	自己水源	塩素処理
福吉配水区域	福岡地区水道企業団受水 自己水源	急速ろ過 紫外線、塩素処理
鹿家配水区域	自己水源	塩素処理



3 原水及び浄水の水質状況

水道の水源及び浄水の状況として、水質管理上注目しなければならない項目を示しました。

(1) 前原地区

	曾根配水区域	笹山配水区域	曾根南配水区域	山北配水区域	笹山南配水区域
留意事項	・降雨による濁度の上昇 ・農薬散布 ・も類の発生によるカビ臭、ろ過障害	・降雨による濁度の上昇 ・農薬散布 ・も類の発生によるカビ臭、ろ過障害	・降雨による濁度の上昇 ・農薬散布 ・も類の発生によるカビ臭、ろ過障害	・降雨による濁度の上昇 ・農薬散布 ・も類の発生によるカビ臭、ろ過障害	・降雨による濁度の上昇 ・農薬散布 ・も類の発生によるカビ臭、ろ過障害
すべき項目 管理上注目	・濁度 ・残留塩素 ・臭気 ・農薬類 ・細菌類 ・カビ臭	・濁度 ・残留塩素 ・臭気 ・農薬類 ・細菌類 ・カビ臭	・濁度 ・残留塩素 ・臭気 ・農薬類 ・細菌類 ・カビ臭	・濁度 ・残留塩素 ・臭気 ・農薬類 ・細菌類 ・カビ臭	・濁度 ・残留塩素 ・臭気 ・農薬類 ・細菌類 ・カビ臭

(2) 志摩地区

	吉田配水区域	師吉配水区域	御床配水区域	姫島配水区域
留意事項	・も類の発生によるカビ臭、ろ過障害	・も類の発生によるカビ臭、ろ過障害	・も類の発生によるカビ臭、ろ過障害	・降雨による濁度の上昇 ・農薬散布
すべき項目 管理上注目	・残留塩素 ・臭気 ・細菌類 ・カビ臭	・残留塩素 ・臭気 ・細菌類 ・カビ臭	・残留塩素 ・臭気 ・細菌類 ・カビ臭	・濁度 ・残留塩素 ・農薬類 ・細菌類

(3) 二丈地区

	武配水区域	深江配水区域	上深江配水区域	福吉配水区域	鹿家配水区域
留意事項	・も類の発生によるカビ臭、ろ過障害	・降雨による濁度の上昇 ・農薬散布 ・も類の発生によるカビ臭、ろ過障害	・降雨による濁度の上昇 ・農薬散布	・降雨による濁度の上昇 ・農薬散布 ・も類の発生によるカビ臭、ろ過障害	・降雨による濁度の上昇 ・農薬散布
すべき項目 管理上注目	・残留塩素 ・臭気 ・細菌類 ・カビ臭	・濁度 ・残留塩素 ・臭気 ・農薬類 ・細菌類 ・カビ臭	・濁度 ・残留塩素 ・農薬類 ・細菌類	・濁度 ・残留塩素 ・臭気 ・農薬類 ・細菌類 ・カビ臭	・濁度 ・残留塩素 ・農薬類 ・細菌類

浄水場では、原水の汚染要因を踏まえ適正な浄水処理を徹底して行っています。

水道水は、これまでの検査結果で水質基準を十分満足していることから、安全で良質な水です。

4 採水地点

(1) 毎日検査については、配水池への送水施設がある下記の水源場と配水区域管末(末端)で採水します。

山北配水区域	・・・山北第2号水源場、井原水源場、高来寺
曾根配水区域	・・・三雲第1号水源場、前原第6公園、高田東公園
曾根南配水区域	・・・三雲第3号水源場、加布里管末、神在神社、多久
笹山南配水区域	・・・池田東第2号水源場、みず咲公園、笹山南配水池
笹山配水区域	・・・西沖水源場、泊管末
吉田配水区域	・・・桜野小学校
師吉配水区域	・・・小富士研修施設、馬場管末
御床配水区域	・・・万葉の里公園、芥屋大門公園
姫島配水区域	・・・姫島管末
武配水区域	・・・松末公民館
深江配水区域	・・・深江水源場、片山公民館
上深江配水区域	・・・上深江水源場、上深江公民館
福吉配水区域	・・・佐波管末
鹿家配水区域	・・・鹿家水源場、鹿家公民館

計 29 箇所

(2) 水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、下記の給水区域管末の給水栓で採水します。

山北配水区域	・・・糸島市高来寺
曾根配水区域	・・・志登公民館
曾根南配水区域	・・・浜の園公園
笹山南配水区域	・・・みず咲公園
笹山配水区域	・・・作出公民館
吉田配水区域	・・・桜野小学校
師吉配水区域	・・・小富士研修施設
御床配水区域	・・・芥屋大門公園
姫島配水区域	・・・糸島漁協姫島支所
武配水区域	・・・松末公民館
深江配水区域	・・・片山公民館
上深江配水区域	・・・上深江公民館
福吉配水区域	・・・大入公民館
鹿家配水区域	・・・鹿家公民館

計 14 箇所

(3) 原水については、下記の地点で採水します。

自己水源(地下水) 計 21 箇所

山北第1号、山北第2号、井原、三雲第1号、三雲第2号、三雲第3号、池田東第1号、池田東第2号、井田、大門、西沖、姫島第1号、姫島第2号、深江第3号、深江第4号、上深江、福吉第1号、福吉第1-1号、福吉第3号、貴船、鹿家

福岡地区水道企業団受水 ・・・福岡地区水道企業団で実施します。

瑞梅寺ダム ・・・福岡市水道局で実施します。

5 水道法に基づく水質検査

(1) 水質基準項目及び検査頻度（給水栓）

水質検査計画において実施する検査項目、各項目の検査頻度は下記の表に示すとおりです。

項目	検査項目	基本的な 検査頻度 (回／年)	省略可能な 検査頻度	実施頻度 (回／年)	備考
				給水栓14箇所	
基1	一般細菌	12回	省略不可	12	
基2	大腸菌			12	
基3	カドミウム及びその化合物	4回	3年に1回 又は年1回	1	
基4	水銀及びその化合物			1	
基5	セレン及びその化合物			1	
基6	鉛及びその化合物			1	
基7	ヒ素及びその化合物			1	
基8	六価クロム化合物			4	
基9	亜硝酸態窒素			4	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4回	省略不可	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4回	3年に1回 又は年1回	4	
基12	フッ素及びその化合物			1	
基13	ホウ素及びその化合物			1	
基14	四塩化炭素			1	
基15	1、4－ジオキサン			1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン			1	
基17	ジクロロメタン			1	
基18	テトラクロロエチレン			1	
基19	トリクロロエチレン			1	
基20	ベンゼン			1	
基21	塩素酸	4回	3年に1回 又は年1回	4	
基22	クロロ酢酸			4	
基23	クロロホルム			4	
基24	ジクロロ酢酸			4	
基25	ジブロモクロロメタン			4	
基26	臭素酸			4	
基27	総トリハロメタン			4	
基28	トリクロロ酢酸			4	
基29	ブロモジクロロメタン			4	
基30	ブロモホルム			4	
基31	ホルムアルデヒド			4	
基32	亜鉛及びその化合物	4回	3年に1回 又は年1回	1	
基33	アルミニウム及びその化合物			1	
基34	鉄及びその化合物			4	
基35	銅及びその化合物			1	
基36	ナトリウム及びその化合物			1	注 1
基37	マンガン及びその化合物			4	
基38	塩化物イオン	12回	省略不可	12	

基39	硬度（カルシウム・マグネシウム等）	4回	3年に1回 又は年1回	4	
基40	蒸発残留物			1	注2
基41	陰イオン界面活性剤			1	
基42	ジェオスミン	原因藻類発生 時期に月1回	省略不可	4	
基43	2-メチルイソボルネオール			4	
基44	非イオン界面活性剤	4回	3年に1回 又は年1回	1	
基45	フェノール類			1	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12回	省略不可	12	
基47	pH値			12	
基48	味			12	
基49	臭気			12	
基50	色度			12	
基51	濁度			12	

注1：検査結果により、省略することができない姫島を年4回検査します。

注2：検査結果により、省略することができない笹山、笹山南、曾根南、上深江、福吉、鹿家、姫島を年4回検査します。

※上記の実施頻度は、令和3年12月末日のデータであるため、1月、2月、3月の検査結果により検査頻度は増減する場合があります。

6 糸島市が独自で行う水質検査

(1) 水質基準項目及び検査頻度（地下水）

上記表の項目番号基21から基31及び基48を除く検査項目を年1回実施します。

(2) 水質管理目標設定項目及び検査頻度（給水栓、地下水）

水質管理上留意すべき項目として設定された水質管理目標設定項目については、以下のとおり水質検査を行います。

番号	検査項目	目標値	実施頻度〔回/年〕	
			給水栓14箇所	地下水21箇所
目01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/ℓ以下	—	1
目02	ウラン及びその化合物	0.002mg/ℓ以下(暫定)	—	1
目03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/ℓ以下	—	1
目04	亜硝酸態窒素（平成26年4月1日より水質基準項目となったため削除）			
目05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	—	1
目06	1,2-ジクロロエチレン（平成22年4月1日より水質基準項目となったため削除）			
目07	1,2-トリクロロエタン（平成22年4月1日より削除）			
目08	トルエン	0.4mg/ℓ以下	—	1
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/ℓ以下		
目10	亜塩素酸	0.6mg/ℓ以下	注1	注1
目11	塩素酸（平成20年4月1日より水質基準項目となったため削除）			
目12	二酸化塩素	0.6mg/ℓ以下	注1	注1
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下(暫定)	1	注2
目14	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下(暫定)	1	注2
目15	農薬類（総農薬）	検出値と目標値の比の和として、1以下	—	1
目16	残留塩素	1.0mg/ℓ以下	1	—
目17	硬度(カルシウム、マグネシウム等)	10～100mg/ℓ	—	1

目18	マンガン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	—	1
目19	遊離炭酸	20mg/ℓ以下	—	1
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下	—	1
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下	—	1
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/ℓ以下	—	1
目23	臭気強度(TON)	3以下	—	1
目24	蒸発残留物	30 mg/ℓ以上～200mg/ℓ以下	—	1
目25	濁度	1度以下	—	1
目26	pH値	7.5程度	—	1
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1～0	—	1
目28	従属栄養細菌	2000個/㎖以下(暫定)	—	1
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	—	1
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	—	1
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS及びPFOAの量の和として 0.00005mg/L以下(暫定)	—	注3

注1:消毒剤として二酸化塩素を使用していないため検査を省略します。

注2:消毒を行ったときに生成するもので、地下水では行いません。

注3:過去の検査結果により、三雲第1号、三雲第2号、大門、井田、西沖、池田第1号、池田第2号については、年1回検査します。

(3) 水質管理上必要な独自項目の検査及び検査頻度については、以下のとおり水質検査を行います。

番号	検査項目	検査頻度〔回/年〕		実施頻度〔回/年〕		備考
		給水栓	地下水	給水栓	地下水	
1	クリプト指標菌	—	4	—	4	注1
2	クリプトスポリジウム	—	4	—	4	
3	アルカリ度	4	—	4	—	
4	電気伝導率					
5	UV吸収(E260)					
6	カルシウム硬度					

注1:過去の検査結果により、福吉第1号、福吉第1-1号、貴船、三雲第1号、西沖、姫島第1号、姫島第2号については、年12回実施します。

7 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行います。

- ・水源の水質が著しく悪化するおそれがあるとき。
- ・水源に異常のおそれがあるとき。
- ・水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・配水管の大規模工事の場合、水道施設(配水管除く)が著しく汚染されるおそれがあるとき。
- ・その他特に必要があると認められるとき。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、水道課窓口での閲覧、ホームページの公表で意見等の聴取を行い策定します。

水道法に基づく給水栓の水質検査結果については、水道課窓口、ホームページで閲覧できます。

9 水質検査の精度と信頼性確保について

水質検査の測定値の信頼性を確保するため、水道G L P※を取得している等信頼できる検査機関への委託を図り、水質検査の信頼度の向上に取り組めます。

また、水質測定器や監視装置を導入し、管理強化を図ります。

※水質検査体制並びに検査結果について、十分な信頼性が確保されたものであることを保証する「水道G L P (Good Laboratory Practice:優良試験所規範)」の認定

10 関係機関との連携

水道水の安全性を確保していくため、福岡地区水道企業団、福岡市水道局等と連絡を密にし、水質保全に努めます。

問い合わせ先	糸島市上下水道部水道課
	〒819-1192
	福岡県糸島市前原西一丁目1番1号
	TEL 092-332-2082
	e メール suido@city.itoshima.lg.jp